

## 「旭区寄り添い型学習支援事業業務委託」 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、横浜市旭区入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下、「委員会要綱」という。）第8条の規定に基づき、「旭区寄り添い型学習等支援事業業務委託」（以下、「支援事業」という。）を公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の手続き等について定める。必要な手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定める。

(参加資格)

第2条 次の各号すべてに該当する団体。

- (1) 代表者もしくは役員が、以下の項目に該当しないこと。
  - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を今後受ける可能性がある者
- (2) 代表者もしくは役員が、指定暴力団の構成員ではないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 契約締結日までに、令和3・4年度一般競争入札参加有資格者名簿に登載され、かつ、当該契約に対応する種目（その他の委託等）について登録が認められた者であること。
- (7) 参加意向申出書の提出期限以降、受託候補者の特定の日までの手続き期間中、指名停止を受けていない者であること。

(実施の公表)

第3条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び委託仕様書により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(参加表明手続)

第4条 参加を申請する法人は、参加意向申出書（様式1）及び欠格事項に該当しないこ

との宣誓書（様式2）を区長に提出しなければならない。

（参加資格の確認と提出要請書の送付）

第5条 区長は、前条の規定に基づき参加意向申出書を提出した法人に、参加資格確認結果を通知する。参加資格を確認した法人には、提出要請書を送付し、提案書（様式4）の提出を要請する。

2 資格を有することを認められない旨の通知を受けた法人は、書面によりその理由の説明を求めることができる。

なお、書面は区役所が通知を発送した日の翌日起算で、閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書の提出先まで提出しなければならない。

3 前項により説明を求められたときは、区役所が書面を受領した日の翌日起算で、閉庁日を除く5日以内に説明を求めた法人に対し、書面により回答する。

（提案書の内容）

第6条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式は別表1に定める。

- (1) 法人の概要・事業実績
- (2) 支援事業の業務実施方針
- (3) 支援事業の業務実施内容と実施手法
- (4) 支援事業の業務実施体制
- (5) 支援事業の業務管理運営体制
- (6) 当該事業の収支予算書
- (7) その他支援事業の実施に必要な事項
- (8) ワーク・ライフ・バランス、障がい者雇用及び健康経営に関する取り組み

（評価）

第7条 プロポーザルの評価項目は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法人の概要・事業実績
  - (2) 業務実施方針の妥当性や実現性等
  - (3) 業務実施内容と実施手法の妥当性や実現性等
  - (4) 業務実施体制の妥当性や実現性等
  - (5) 業務管理運営体制の妥当性や実現性等
  - (6) ワーク・ライフ・バランス、障がい者雇用及び健康経営に関する取り組み
- 2 プロポーザルの評価にあたっては、提案書を提出した法人（以下、「提案者」という。）にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した提案者を特定する。
- 4 評価の採点が同点の場合は、選考委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定

する。票数が同数の場合には委員長の判断により決定する。

- 5 提案者が1者の場合にも評価を実施する。ただし、総合点（ヒアリングに出席した評価委員の採点合計）が60%に満たない場合は提案者を特定しない。
- 6 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

#### （評価委員会）

第8条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
  - (2) ヒアリング
  - (3) 提案書の評価
  - (4) 評価の集計及び報告
- 2 評価委員会には次の者を委員とし、委員長及び副委員長を置く。
    - (1) 旭区総務課長（委員長）
    - (2) 旭区福祉保健課長（副委員長）
    - (3) 旭区区政推進課長
    - (4) 旭区こども家庭支援課長
    - (5) 旭区こども家庭支援課学校連携・こども担当課長
  - 3 委員長が事故等により欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
  - 4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。
  - 5 提案書の評価にあたり、実施したヒアリングに欠席した評価委員は、採点ができないものとする。
  - 6 委員長は、評価結果を旭区入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。
  - 7 委員会の総務は、旭区生活支援課が行う。

#### （評価結果の通知）

第9条 選定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は区役所が通知を発送した日の翌日起算で、閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書の提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、区役所が書面を受領した日の翌日起算で、閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し、書面により回答する。

#### （選定の効力）

第10条 受託候補者として特定した法人（以下、「特定者」という。）の選定の効力は、特定者が事業を開始した年度から起算して5か年度とする。

2 区長は、前項の規定にかかわらず、特定者が次の各号のいずれかに該当し、事業の受託者として適当でないと認めるときは、選定の取り消し又は運営の停止を命じることができる。

- (1) 事業運営にあたって、区との連携及び協力の姿勢がないとき
- (2) 事業の委託契約について重大な違反があり、そのことにより委託契約を継続することが困難なとき
- (3) その他受託者として適当でないと区長が認めるとき

3 前項のほか、受託者が初年度の申請書類の提出以降、契約の締結までの間又は運営期間における毎年度の委託契約時点において、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく停止措置を受けている場合には、本件の選考、契約手続への参加資格並びに運営法人選定の効力を取り消す。

(その他)

第11条 この要領の運用において必要な事項は区長が定める。

#### 附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

別表1

| 様式名  | 書類名                               |
|------|-----------------------------------|
| 様式1  | 参加意向申出書                           |
| 様式2  | 欠格事項に該当しないことの宣誓書                  |
| 様式3  | 質問書                               |
| 様式4  | 提案書                               |
| 様式5  | 法人の概要・事業実績について                    |
| 様式6  | 業務実施方針について                        |
| 様式7  | 業務実施内容と実施手法について                   |
| 様式8  | 業務実施体制について                        |
| 様式9  | 業務実施上の管理運営体制について                  |
| 様式10 | 収支予算書                             |
| 様式11 | 追加提案書                             |
| 様式12 | ワーク・ライフ・バランス、障がい者雇用及び健康経営に関する取り組み |